

公益財団法人ロータリー日本財団について

国際ロータリー第2660地区 パストガバナー
公益財団法人ロータリー日本財団 理事
立野 純三

公益財団法人 ロータリー日本財団

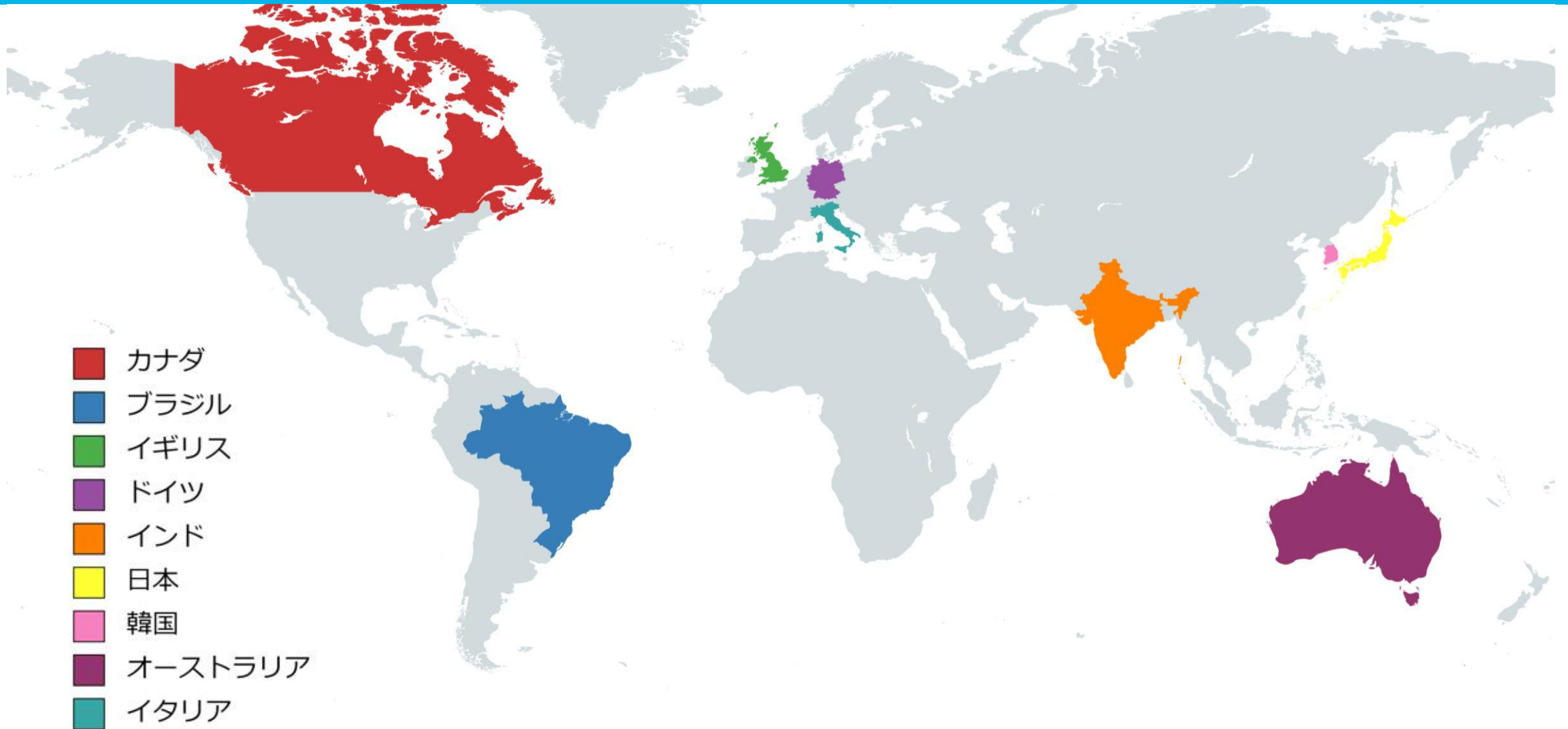
公益財団法人ロータリー日本財団は
ロータリー財団の協力財団です。

協力財団設立の目的:

1. ロータリー財団およびそのプログラムを
支援する寄付を増加させる
2. 寄付者に税に関する優遇措置を提供する
3. 財団プログラムへの奉仕と支援を強化する

(財団章典 条項26条2項)

世界の協力財団



公益財団法人ロータリー日本財団の歴史

特定非営利活動法人（NPO）ロータリー日本財団

2002年11月12日	設立者総会
2002年12月1日	内閣府に申請
2003年4月1日	内閣府より設立認証を受ける
2003年4月10日	登記（設立日）
2004年7月1日	寄付金受付開始
2008年9月10日	解散
2008年12月10日	精算終了

一般財団法人ロータリー日本財団

2009年5月13日	設立者総会
2009年6月11日	一般財団法人ロータリー日本財団登記（設立日）

公益財団法人ロータリー日本財団

2010年9月22日	公益認定申請
2010年12月24日	公益財団法人ロータリー日本財団認定
2011年4月1日	公益法人への寄付受付開始
2011年7月1日	恒久基金寄付受付開始

公益認定書

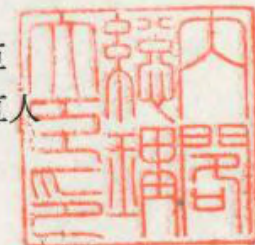
内閣府より認可



府益担第3827号
平成22年12月24日

一般財団法人ロータリー日本財団
岩井 敏 殿

内閣総理大臣
菅 直人



認定書

平成22年9月22日付け申請に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定に基づき、別紙のとりの公益財団法人として認定する。

公益目的事業

内閣府より認可を受けている事業

1. 奨学金

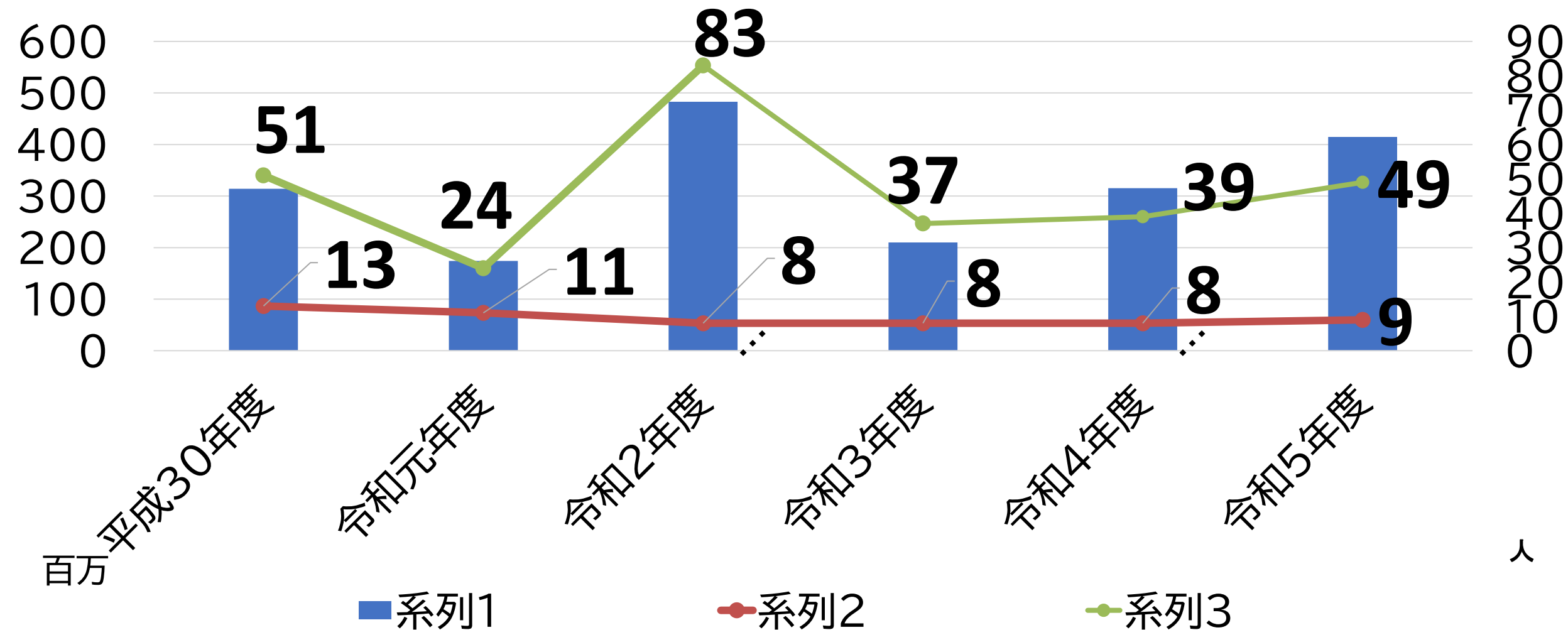
グローバル補助金奨学金

ロータリー平和フェローシ
ップ

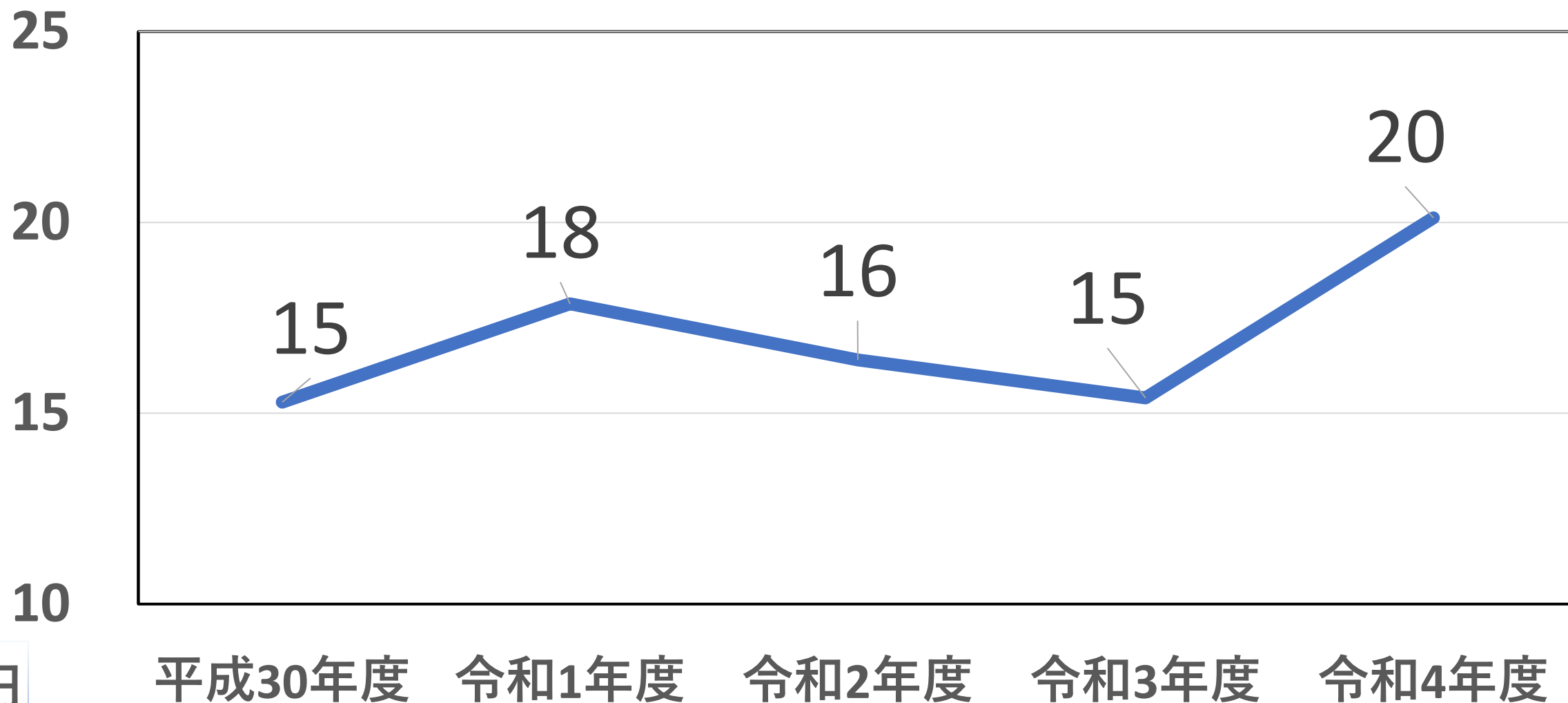
2. 国際ロータリーの

ロータリー財団への支援

過去5年間の奨学金金額及び件数

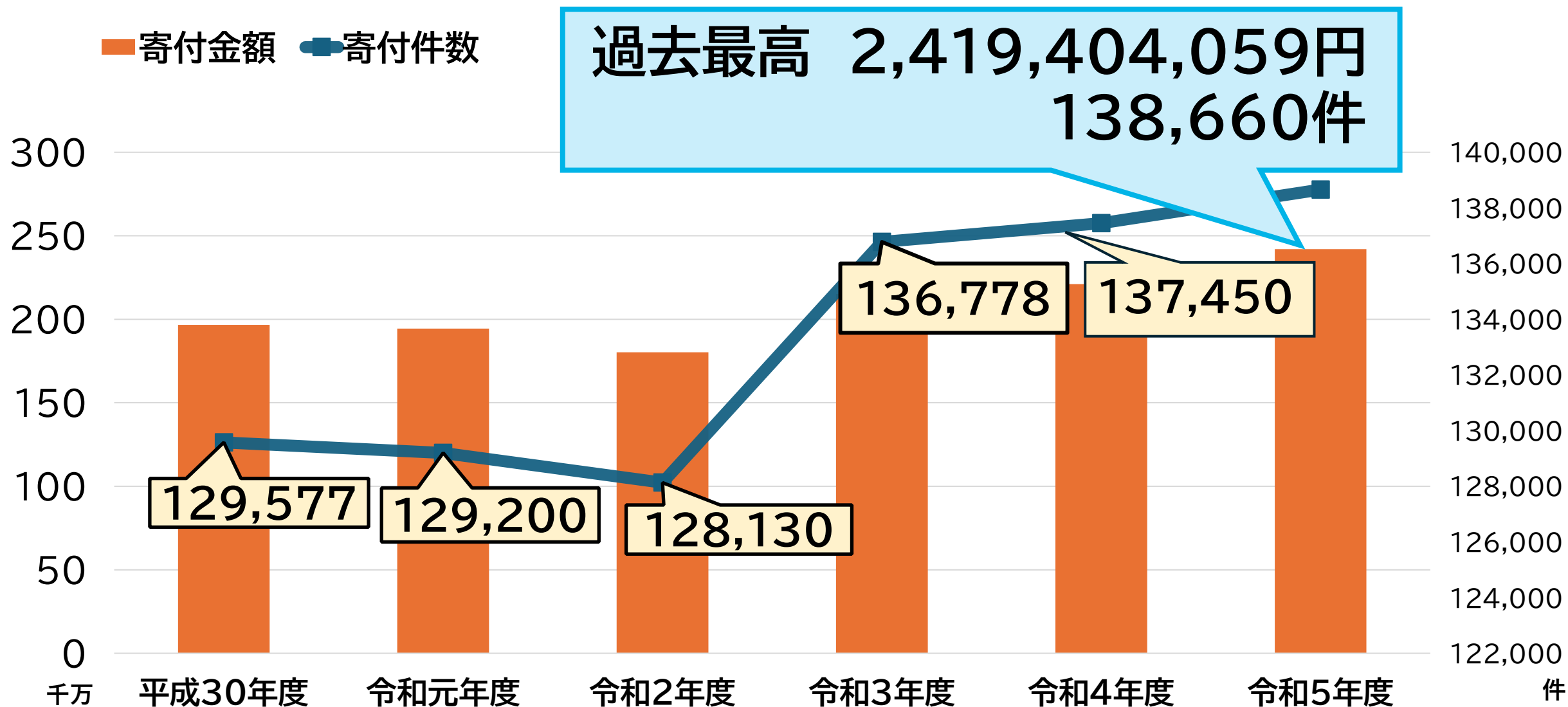


過去5年間の国際ロータリーへのロータリー財団への寄付



億円

過去5年間の寄付総額及び寄付件数





税額控除

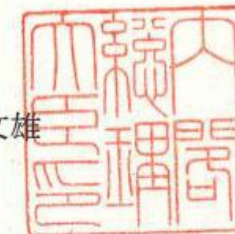
内閣府より認可を受けてます



府益担第1123号
令和3年10月25日

公益財団法人ロータリー日本財団
代表理事 千 玄室 殿

内閣総理大臣
岸田 文雄



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和3年11月1日 から 令和8年10月31日 まで

ご清聴ありがとうございました